

# 山電協だより

山形電気工事協同組合

TEL 023-633-0161

FAX 023-633-0645

R4年10月号

第393号

HP URL: <http://www.y-koso.or.jp>

E-mail: [y-koso@y-koso.or.jp](mailto:y-koso@y-koso.or.jp)

## 1. 「でんき元気キャンペーン」の実施について

10月1日(土)～11月30日(水)まで、電化機器販売コンクールの「でんき元気キャンペーン」を開催致します。優秀販売店は表彰させていただきますので、エコキュートやIHクッキングヒーターの販売をより活発に促進して頂けます様お願い致します。

キャンペーンの詳細や成約実績の連絡については別紙のチラシをご確認下さい。

(9月1日以降に成約したのもも実績として計上致します)

## 2. 令和4年度版 電気設備工事の積算資料 販売について

東京都電設協会会員へのアンケートを元に算出された資材単価についての最低値や平均値、最高値などを複合単価で掲載した「令和4年度版 電気設備工事の積算資料」が発行されました。購入ご希望の方は別紙申込書をご記入頂き、FAXで組合までお送り下さい。尚、注文総数により送料が変動致しますのでご了承願います。

- 価格 : 5,500円(税込)
- 送料 : 注文総数で分割して請求させていただきます。
- 締切 : 令和4年10月21日(金)

## 3. 県の立入り検査前「標識看板」再確認のご依頼

毎年11月から1月にかけて、県村山総合支庁総務部防災安全室では県知事許可の電気工事業所、約100社に対して5年毎の立ち入り検査を行いますが、この検査において「標識看板」の記載内容に誤りが多く見受けられるようです。

この為、別紙の通り標識看板の記入内容をお知らせ致しますので、立ち入り検査が入る事業所の方は事前に再確認をして頂けます様お願い致します。

※ 必ず店舗用と現場用の2種類の看板をご用意願います。

## 4. 山形県最低賃金が改正されました

山形県の最低賃金が改正されましたのでお知らせ致します。  
この最低賃金は県内で働く全ての労働者に適用されます。

### 山形県最低賃金

時間額 854円 (32円UP)

効力発生日：令和4年10月6日(木)

「最低賃金制度」及び「現在の山形県最低賃金」等の情報については、下記の厚生労働省ホームページ内の最低賃金 特設サイトを御覧下さい。

<http://www.saiteichingin.info/>

【お問合せ先】 山形労働局労働基準部賃金室  
山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 電話：023-624-8224

## 組合員の動向

### 新規加入

天童ブロック

近藤電気工事

代表：近藤 仁

〒994-0066

天童市大字長岡2345-17

TEL：090-3360-5010 FAX：023-600-8307

## ご依頼

「住所、代表者名、電話・FAX番号」などを変更した場合は  
関係機関へ届出の必要がありますので、必ず組合までご連絡  
頂けます様お願い致します。

5年毎の建設業許可の更新、又は新たに建設業の許可を  
取得した場合は県建設部だけでなく、村山総合支庁総務課  
防災安全室へも届出の必要がありますので、組合までご連絡を  
お願い致します(申請書をお渡し致します)。